



2025年2月18日

各位

会社名 データセクション株式会社  
代表者名 代表取締役社長CEO 石原紀彦  
(コード番号: 3905 東証グロース)  
問い合わせ先 副社長執行役員 片野大輔  
TEL. 050-3649-4858

### 第三者割当による第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、行使価額修正条項が付された第20回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ハヤテマネジメント株式会社（以下、「ハヤテマネジメント」又は「割当予定先」といいます。）との間で、下記の内容を含む第三者割当契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

第20回新株予約権(行使価額修正条項付)

① 割当日	2025年3月6日
② 発行新株予約権数	44,000個
③ 発行価額	総額15,488,000円（本新株予約権1個につき352円）
④ 当該発行による潜在株式数	4,400,000株（本新株予約権1個につき100株） 下記「⑥行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額は344円ですが、下限行使価額においても、第20回新株予約権に係る潜在株式数は4,400,000株です。
⑤ 調達資金の額	3,024,688,000円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額688円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑦ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、ハヤテマネジメントに44,000個を割り当てます。
⑧ 権利行使期間	2025年3月7日から2026年3月6日までとする。
⑨ その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を

	<p>条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下、「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約においては、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由（3）資金調達方法の選択理由（本スキームの特徴）」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本新株予約権割当契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>
--	---

- (注) 1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
2. 本新株予約権にかかる申込み及び払込みの方法は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結のうえ、払込期日において、割当予定先の当社に対する貸付債権と本新株予約権の払込債務を相殺し、発行価額の総額を払い込むものとします。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

当社グループは、「人々の暮らしを世界中でバージョンアップし続ける」とのビジョンを掲げ、創業以来、ビッグデータの解析技術あるいは、AIを活用した画像解析技術といった要素技術が強みに、ソーシャルメディア分析、AI・システム開発を事業基盤として、様々な業界の顧客企業に向けて自社プロダクトやサービスを提供し続けてまいりました。また、2017年に国内でFintech事業を、2018年以降はIoTデバイスを活用したリテールマーケティング事業「FollowUP」を国内及び南米において買収するなど、積極的なアライアンスを推進することで、当社グループの成長ならびに企業価値向上の実現と、グローバルベースでの「技術と実社会の融合」を通じた持続可能な社会への貢献を図ってまいりました。

その後、当社の強みである技術力を最も活かせる事業領域への選択と集中による事業成長を第一義と認識し、南米におけるリテールマーケティング事業の買収といった、独自性あるビジネスモデルの確立と、事業ポートフォリオの転換を図り、特に南米においては、小売業界や大型のショッピングモールなどの店舗DX化を支援することで、着実な成長を実現し、新たな事業基盤、将来の安定収益の礎を構築いたしました。

一方、今後の更なる成長を見据えた際に、国内事業については事業ポートフォリオの再構築と収益化が進捗しておらず、成長軌道に乗りつつある海外事業の更なる伸長を図る観点からも、国内事業の挺入

れと、キャッシュフロー創出が必須となっております。この観点から、2024年3月期において、これまでの選択と集中から、拡大投資フェーズへの転換とのステージチェンジを掲げながらも、「国内事業の再構築などの事業ポートフォリオ見直し」「グローバルな体制強化」「顧客提供価値の向上」といった、成長性と基盤構築の双方を追求した基本方針を設定し、国内事業の課題と、海外事業の成長力をより可視化する形で事業セグメントを国内事業・海外事業の2つに再編いたしました。さらに、事業領域についても、複線化していた領域を見直し、当社グループの強みである「データ分析とAI」に回帰する趣旨で、「データサイエンス（コンサルティング中心のデータサイエンス事業）」「マーケティングソリューション（IoTデバイスによるSaaS事業及びSNS関連事業）」「システムインテグレーション（受託開発中心）」の3つに再定義（従来は、会計セグメントをリテールマーケティング事業・データ分析ソリューション事業に2分し、データ分析ソリューション事業の中において、個別の事業領域をAI・システム開発事業、ソーシャルメディア分析事業、医療事業、新規事業等と定義していたものを、ビジネス領域そのものに直結するよう、これらの3つに再定義）するなどの体制整備を行いました。また、この基本方針に基づくM&Aとして、2023年9月には、データサイエンス領域で定評のあったRoom4DグループのThe ROOM4D株式会社（所在地：東京都港区、代表者：酒巻隆治）及びThe ROOM Door株式会社（所在地：東京都港区、代表者：砂田顕彦）からの事業譲受を行い、当該事業を、当社グループのコア事業であるデータサイエンス領域の中核に据えました。また、2024年7月には、デジタルマーケティング支援やSNS事業を展開する当社グループのマーケティングソリューション事業との補完関係に大きなシナジーが見込まれることから、マーケティングリサーチ及びセールスプロモーション事業を主軸とする株式会社MSS（所在地：東京都港区、代表者：松田孝裕、以下「MSS」といいます。）を株式取得及び株式交換により完全子会社するなどの戦略投資を実行し、国内・海外双方にバランスの良い投資・成長を進捗しております。他方で、海外事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症など、買収以降の経営環境の著変により、買収時の事業計画からの乖離が生じたため、一時的に超過収益力が見込めなくなった子会社Jach Technology SpA（所在地：チリ共和国サンティアゴ、代表者：クリスチャン パブロ カフアティ クエバス）について減損処理を行い、2023年3月期連結決算において、のれん償却費として461百万円を計上いたしました。これに加え、2024年5月15日に開示をいたしましたとおり、同子会社が発行する優先株式に係る優先配当権を、既存の株主向けの長期貸付金と相殺し、同債権に基づく貸倒損失505百万円を処理するなど、堅調な業績推移とは別に、連結ベースで顕在化した財務上の課題を一掃してまいりました。その結果、2024年3月期連結会計年度の業績として、売上高2,229百万円（前期比15.9%増）、営業損失216百万円（前期は55百万円の営業損失）、調整後EBITDA 47百万円（前期比93.1%減）、経常損失235百万円（前期は46百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,261百万円（前期は530百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を計上いたしました。また、2025年3月期第3四半期連結累計期間の業績として、売上高2,060百万円（前期比33.0%増）、営業損失281百万円（前期は182百万円の営業損失）、調整後EBITDA 49百万円のマイナス（前期は23百万円のマイナス）、経常損失381百万円（前期は217百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失403百万円（前期は852百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）を計上しております。

財務面に関しましては、2024年3月期連結会計年度において、営業活動により獲得した資金は333百万円、投資活動により支出した資金は569百万円、財務活動により獲得した資金は382百万円、現金及び現金同等物の期末残高は1,659百万円、自己資本比率は50.6%となり、2025年3月期第3四半期連結累計期間末の自己資本比率は56.9%、現金及び預金残高は544百万円、借入金残高は1,179百万円とな

っております。また、当社は、財務活動において、成長戦略推進のため、資金使途を M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用として、2024 年 2 月 29 日に第三者割当による新株式 2,230,000 株及び当社第 19 回新株予約権（行使価額固定型。以下、「第 19 回新株予約権」といいます。）14,880 個（1,488,000 株）を発行（以下、「前回ファイナンス」といいます。）いたしました。第 19 回新株予約権は全て未行使となっておりますが、現在までに前回ファイナンスによって 669 百万円（発行諸費用を除きます。）を調達し、当該調達資金を MSS の完全子会社化を含む M&A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用に 317 百万円充当しております。

かかる中、当社グループは、継続して進行している既存事業における事業ポートフォリオの再構築に加え、戦略的コア事業として、新規にグローバルベースでの AI データセンター事業を立ち上げ、これを展開・拡大するために、経営体制の刷新及び高度人材の確保、最適な事業パートナーの模索・獲得、並びに『DS クラウドスタック』<sup>※1</sup>の開発・構築等を推進するとともに、事業パートナー及び事業パートナー候補と連携・協議し、欧州及び国内での AI データセンターの開設を目指しております。

※1 当社独自の AI 向け大規模 GPU クラスターの運営に不可欠な運用最適化アルゴリズム

具体的な取組みとして、当社は、AI データセンター構築に不可欠な GPU サーバーを確保するため、台湾の大手サーバー機器サプライヤー各社（INVENTEC CORPORATION（本社：台湾台北市、代表者：President, Tsai, Chih-An）、Wistron Corporation（本社：台湾新北市、代表者：Chairman, Simon Lin）、GIGA Computing Technology CO. LTD.（本社：台湾新北市、代表者：CEO, Daniel Hou）、Quanta Computer INC.（本社：台湾桃園市、代表者：Chairman, Barry Lam））と業務提携に向けた協議を行うことで 2024 年 11 月から 12 月にかけて基本合意し、当社グループの AI データセンター事業に資する、最適な枠組みによる業務提携関係を構築するため、当該各社との協議を進めております。

また、AI データセンター事業を加速するために必要不可欠かつ重要な要素となる優秀なエンジニアリソースの確保と、DS クラウドスタックの開発・構築を早期に実現するため、当社は、AI スタック及び AI モデルの開発実績を持つエンジニアを有するナウナウジャパン株式会社（所在地：東京都中央区、代表者：近江 麗佳、以下「NNJ 社」といいます。）との間で、2024 年 8 月に DS クラウドスタックの共同開発契約を締結しました。この共同開発契約に基づき、DS クラウドスタックの開発・構築が進捗し、潜在顧客によるテスト検証が完了しております。

これに加え、当社は、2025 年 2 月に、NVIDIA Corporation（本社：米国カリフォルニア州、代表者：CEO, Jensen Huang、以下「NVIDIA 社」といいます。）認定の AI パートナー（NVIDIA Cloud Partner、以下「NCP」といいます。）として AI クラウドスタック及びデータセンターインフラにかかる運用実績と技術力を有する CUDO Ventures Ltd.（本社：英国ロンドン市、代表者：CEO, Matt Hawkins、サービスブランド名は CUDO Compute、以下「CUDO 社」といいます。）と業務提携契約を締結いたしました。この業務提携は、両社の AI データセンター事業の一体化を進め、AI データセンターの潜在的なプロジェクトに対して、当社による台湾メーカー各社を通じた NVIDIA 社製最先端 GPU の確保及び DS クラウドスタックの提供を行うとともに、NCP として AI インフラの運営実績を有する CUDO 社の技術力・ネットワークを活用した運営連携、顧客開拓連携を目的としており、すでに共同プロジェクトについての具体的な連携を開始しております。また、両社間の資本提携についても協議を行っております。

さらに、当社グループは、AI データセンターの共同開設・運営に向けて、事業パートナーやパートナー候補との協議も進めております。また、上記の取組みと並行して、グローバルでの AI データセンターへの出資（ファンドは AI データセンターを運営する会社の株式を保有）を組成目的とする「DS AI Infrastructure Global Investment Fund」（仮称、以下「DSAI ファンド」といいます。）を以下のとおり設立予定です。

(DSAI ファンドの概要)

(i)	名称	DS AI Infrastructure Global Investment Fund	
(ii)	所在地	ケイマン籍	
(iii)	組成目的	グローバルでの AI データセンターへの出資（ファンドは AI データセンターを運営する会社の株式を保有）	
(iv)	組成日	2025 年 3 月までを目途(注) 1	
(v)	ファンド出資額	目標 20 億米ドル	
(vi)	General Partner (GP)の概要	名称	DS AI Investment Ltd.
		GP	当社のほか、欧州系銀行が共同 GP として運営に参加することを検討中
		投資チーム	Pablo Casado Branco（当社取締役会長）(注) 2 石原紀彦（当社代表取締役社長 CEO） Matias Jurado Alvarez 他
		アドバイザー リーボード	HE Anders Fogh Rasmussen（NATO 元事務総長、デンマーク元首相）他
		GP 出資額	ファンド総額の 1.0%（キャピタルコール方式(注) 3）
		GP 報酬	ファンド総額の 2.0%（年率） キャリドインタレストの 20%（8%のハードルレート）
(vii)	Limited Partners	主に欧州銀行、AI データセンターの連携パートナー企業を予定	
(viii)	日程	2024 年 8 月 GP エンティティ（DS AI Investment Ltd.）の設立 2025 年 3 月までを目途 DSAI ファンドの設立	

(注) 1. AI データセンター事業にかかるプロジェクトの進捗状況に合わせて、当初の 2024 年内から 2025 年 3 月に変更しております。

2. 同氏は、スペインの国民党元党首であり、2024 年 1 月に設立された、安全保障及び AI に焦点を当てた Hyperion Fund FCR を運営しております。AI データセンター事業の欧州での事業展開に向けて、当社の取締役会長に就任いたしました。

3. ファンドの投資進捗に応じて、出資コミットメント金額の範囲内で段階的に資金提供する方式となります。

当社グループが従来からコア領域とする「データサイエンス」「マーケティングソリューション」「システムインテグレーション」においては、国内外を問わず、デジタル化の進展などによる大量データの流通と、これらの分析や利活用が加速していること、企業のソフトウェア投資などに見る DX 関連需要が底堅く推移していることに加え、AI 市場においては、当社の得意とする生成 AI の用途拡大や、社会実装が進展するなど、加速度的な成長も見込まれる市場環境にあります。また、今後進行する AI データセ

ンターの領域においても、グローバルベースで、急増する AI 処理に対応できる AI データセンターの構築が求められる市場環境にあるほか、地政学的な課題とセキュリティリスクが渦巻く現在の世界経済・安全保障環境に鑑み、各種課題の解決において、AI がさらに重要要素となってきたことから、AI データセンターの容量拡大や、クロスボーダーでの連携が強く求められております。加えて現在、AI モデルのトレーニングに必要な計算能力は業界全体で約 6 ヶ月毎に倍増（2024 年 5 月 EPOCH AI 調査レポート「Training Compute of Frontier AI Models Grows by 4-5x per Year」より）していることから、将来的には、新たなモデル及びより大規模なモデルの誕生により、AI データセンターや AI クラウドサービスへの需要が更に高まると思われます。

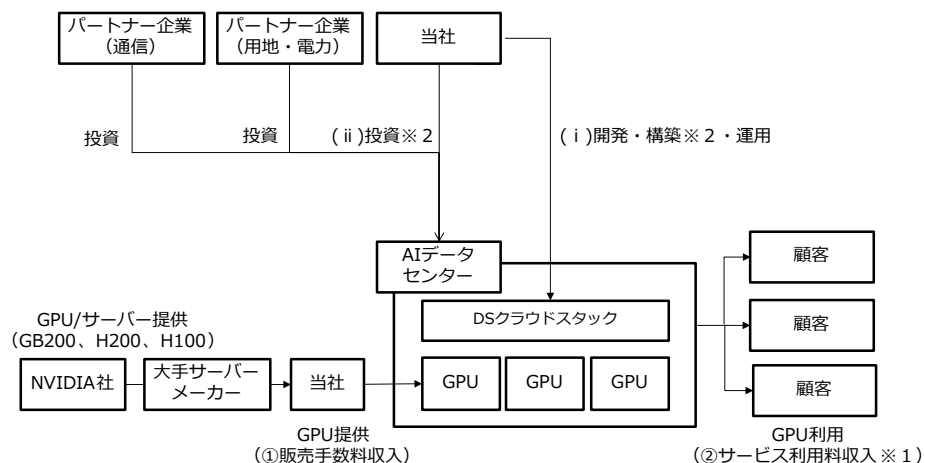
こうした高い成長性が見込まれる市場環境下、当社グループといたしましては、手元資金では上記の各取組みに必要な資金が不足しているため、リスクバッファーや財務健全性を考慮しつつ、今回の資金調達により、一定額以上の自己資金を確保し、下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、DS クラウドスタックの開発・構築資金、AI データセンター運営関連の合弁会社向け出資・DSAI ファンド向け出資、採用費、人件費及び手元資金等の運転資金、並びに借入金の返済に充当し、いち早く AI データセンター事業を進展し、財務健全性を高めることが、安定的かつ中長期的に大きな成長を目指す経営方針に合致し、長期的な企業価値の向上と持続可能な社会貢献に資するものと判断いたしました。

なお、当社グループが新規展開を進める AI データセンター事業及び今回の資金調達による資金使途の概要図は以下のとおりです。また、AI データセンター運営会社向けの (A) 直接投資型と (B) ファンド投資型の 2 種類がございますが、今回の調達資金は各プロジェクトの進捗に合わせて、双方又はいずれかに充当する予定です。

(AI データセンター事業及び今回の資金調達による資金使途の概要)

#### A: 直接投資型

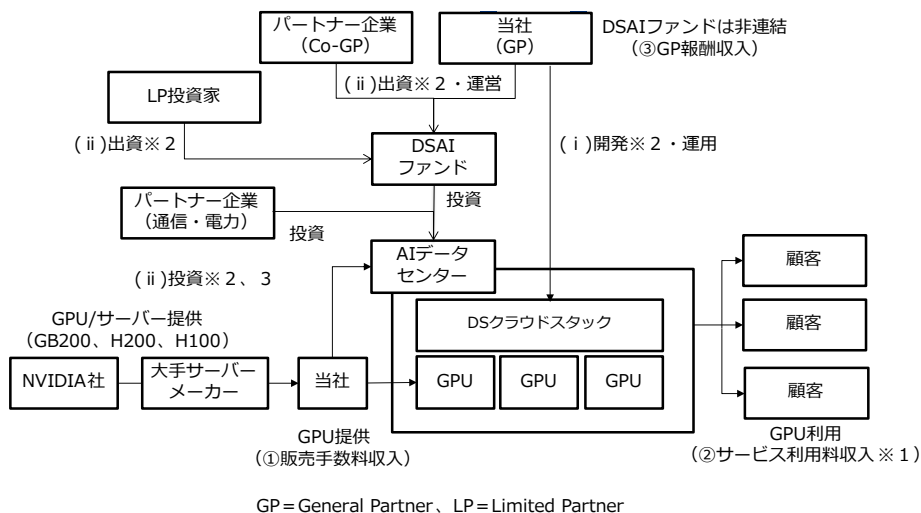
- AIデータセンターへの直接投資型の場合は、2パターンの売上構造
- AIデータセンター投資からのリターン



Y DATA ECOSYSTEM

#### B: ファンド投資型

- AIデータセンターをファンドから支援する場合は、3パターンの売上構造
- AIファンド投資からのリターン



Y DATA ECOSYSTEM

※1 顧客のGPU利用によるサービス利用料収入は、当社とAIデータセンターでシェアいたします。

※2 今回の資金調達による資金使途の一部は以下のとおりです。

(i) DSクラウドスタックの開発・構築資金 1,000百万円

(ii) AIデータセンター運営関連の合併会社向け出資・DSAIファンド向け出資 709百万円  
当社がLP投資家としても出資を行う可能性があります。

※3 当社が直接出資するAIデータセンターもDSAIファンドの投資対象となる可能性があります。

本新株予約権の割当予定先であるハヤテマネジメントは、当社のニーズに合致する資金調達方法を提案したことに加え、デットファイナンスにおいても当社の開発資金、運転資金ニーズに柔軟に応じ、同社から4億円の融資（実行日：2025年2月6日、期間：1年間、金利：5%）を受けております。また、同社は同種のファイナンスにおいても実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ、当社のニーズに沿った円滑な資金調達を実施することが期待できる割当予定先となります。

今回の資金調達により、1株当たり株主持分等の希薄化が生じますが、調達資金を活用した戦略投資などによる今後の当社グループの事業成長、財務健全性の維持などを通じ、当社グループの企業価値向上と、既存株主の利益にも繋がるものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。また、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用を資金使途とする前回ファイナンスにおいて、既調達資金の未充当額が352百万円、第19回新株予約権の行使による未調達額が809百万円となっておりますが、当社グループ事業の拡大に向けて、依然としてM&A及び資本・業務提携は不可欠であることから、これらの資金使途に変更はありません。

## （2）資金調達方法の概要

対象株式数を4,400,000株とし、行使期間を1年間とする行使価額修正条項付本新株予約権を発行する今回の資金調達スキーム（以下、「本スキーム」といいます。）は、第三者割当の方法により、本新株予約権を発行し、本新株予約権の割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日前取引日の終値688円とし、2025年3月7日以降、上記「1. 募集の概要 第20回新株予約権（行使価額修正条項付）⑥行使価額及び行使価額の修正条件」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合は、その直前取引日の終値。以下同じ。）の90%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は、本発行決議日前取引日の終値688円の50%に相当する344円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される総株式数は4,400,000株（議決権個数44,000個）であり、2024年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数17,703,051株に対して24.85%（総議決権数176,279個に対する割合24.96%。それぞれ小数点以下第3位を四捨五入）となる見込みです。

## （3）資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開や外部環境等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。具体的には、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行うとともに、下記「(本スキームの特徴)」、「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行が当社のニーズを充



足し得る現時点での最良の選択であると判断し、その発行を決議いたしました。

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合には、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価が下落した場合であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が引き続き期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。

また、本新株予約権については、交付される株式数が一定であること（但し、本新株予約権の発行要項第6項の規定に基づき、調整されることがあります。）、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が本発行決議日前取引日の終値の50%以上に相当する金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの特徴)

#### ①本新株予約権の行使価額の修正

<行使価額の修正条項>

本新株予約権の行使価額は、当初688円ですが、上記「1. 募集の概要 第20回新株予約権（行使価額修正条項付）⑥行使価額及び行使価額の修正条件」に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は344円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも、本新株予約権の行使の可能性を担保する狙いから、本発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額としております。

#### ②本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限りません。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終

日とします。) (当日を含みます。) 前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権 1 個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から 15 取引日目の日 (但し、当該請求の日から 15 取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とします。) において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

また、割当予定先は行使期間満了の 1 ヶ月前の日から行使期間の最終日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 5 取引日目の日 (但し、当該請求の日から 5 取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。) に当該本新株予約権を取得するものとします。

当社は、割当予定先から上記の本新株予約権にかかる取得請求の通知を受けた場合、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

### ③本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となります。

(本スキームのメリット)

#### ①過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社株式数は 4,400,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております (但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整される場合があります。)。そのため、本新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を 344 円 (但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されるものとします。) に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

#### ②株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

#### ③将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇するため、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

#### ④その他

本新株予約権の割当予定先であるハヤテマネジメントは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。

また、同社は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

- ①本新株予約権については、本新株予約権割当契約において、下限行使価額が 344 円（但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されるものとします。）に設定されております。従いまして、発行後の株価水準によっては、割当予定先による一部又は全部の行使がなされない結果、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ②本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③当社株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ④上記①及び②のように調達額が予定額を下回る場合や、上記③のように資金調達完了までに時間を要する場合には、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」記載の資金用途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。
- ⑤当社は、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等の一定の場合を除きます。

(他の資金調達方法との比較)

- ①公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ②第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、調達金額が負債となるうえ、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正される CB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④社債、借入による資金調達を行うことは、調達金額が負債となるため、一般的に財務健全性に悪影響を与えることとなります。また、収益の安定性、担保力等の観点で困難を伴うことから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑤いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。なお、ライツ・オファリングについては、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める経営成績要件を満たしておらず、当該資金調達方法につきましては、現在は選択肢とはなりません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,027,200,000	18,000,000	3,009,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (3,027,200,000 円) であります。なお、本新株予約権の発行価額の総額 (15,488,000 円) は、割当予定先の当社に対する貸付債権との相殺となるため、払込金額の総額には含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 3,009,200,000 円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
(i) DS クラウドスタックの開発・構築資金	1,000	2025年3月～2025年6月
(ii) AI データセンター運営関連の合弁会社向け出資、DSAI ファンド向け出資	709	2025年4月～2026年3月
(iii) 採用費、人件費、手元資金等の運転資金	700	2025年4月～2027年3月
(iv) 借入金返済	600	2025年3月～2026年2月

(注) 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

(i) DS クラウドスタックの開発・構築資金

DS クラウドスタック (GPU の AI 機能を最大限効率化するためのアルゴリズム) の開発・構築を目的とする費用として、1,000 百万円を 2025 年 3 月から 2025 年 6 月までに充当する予定です。当該開発につきましては、外部委託先である NNJ 社からの協力を得ながらの共同開発を行っており、その外部委託費に充当いたします。なお、当社グループ内における開発担当エンジニアにかかる採用費及び人件費は、下記 (iii) 採用費、人件費、手元資金等の運転資金より充当予定です。

(ii) AI データセンター運営関連の合弁会社向け出資、DSAI ファンド向け出資

AI データセンター運営関連の合弁会社向け出資として、又は、当社が運営者若しくは共同運営者となり、グローバルでの AI データセンター等の AI インフラを投資対象とする DSAI ファンドを組成し、当該ファンド向け出資として、709 百万円を 2025 年 4 月から 2026 年 3 月までに充当する予定です。当該ファンドの出資総額は目標 20 億米ドル、主な出資者は欧州銀行等の機関投資家及び AI データセンター事業にかかわる戦略パートナー等を計画しております。

なお、これらの資金使途にかかる内訳金額は未定です。

(iii) 採用費、人件費、手元資金等の運転資金

当社グループにおけるグローバルベースでの AI データセンター・AI クラウド事業を担うエンジニア及びコーポレート部門要員の採用費、並びに人件費及び手元資金等の運転資金として 700 百万円を 2025 年 4 月から 2027 年 3 月までに充当する予定としております。

(iv) 借入金返済

当社の本発行決議日における借入金残高は 1,520 百万円であり、財務健全性の向上を図るため、借入金の返済として 600 百万円を 2025 年 3 月から 2026 年 2 月までに充当する予定です。当該充当の対象は、DS クラウドスタックの開発・構築を資金使途とするハヤテマネジメントからの 384 百万円の借入金及び 2026 年 2 月までに返済期日が到来する取引先金融機関 10 行からの運転資金としての借入金となります。

本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また、株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使が行われず、本新株予約権の行使価額についても修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本新株予約権の手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、実際の資金調達額が発行時における当初の予定金額に到達しなかった場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。なお、想定した資金が調達できない場合には、本新株予約権の行使により調達した資金は、(i) DS クラウドスタックの開発・構築資金、(iv) 借入金返済、(iii) 採用費、人件費、手元資金等の運転資金、(ii) AI データセンター運営関連の合弁会社向け出資、DSAI ファンド向け出資の順に充当いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は合理性を有していると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約及び本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（688円）、ボラティリティ（77.0%）、当社の予定配当額（0円/株）、無リスク利率（0.9%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。

当社は、本新株予約権の当初行使価額を688円（本発行決議日前取引日の終値）と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との協議を経て、特に円滑な行使がなされることを重視し、10%といたしました。

そのうえで、当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（352円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額（352円）で決定いたしました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社の監査等委員会（社外取締役2名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。なお、代

表取締役である石原紀彦氏は、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本発行決議にかか  
る議案の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数4,400,000株(議決権の数44,000個)となり、  
2025年2月13日現在の当社の発行済株式総数17,703,051株(2024年9月30日(当社が総議決権を確認で  
きる本発行決議日から最も近い日)現在の総議決権数176,279個)に占める割合が24.85%(議決権ベース  
の希薄化率は24.96%、いずれも小数点以下第3位を切り捨て)に相当します。

しかしながら、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、  
前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将  
来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しまし  
た。

また、本新株予約権及び未行使の当社第19回新株予約権の目的である当社普通株式数5,888,000株に対  
し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は367,356株であり、一定の流動性を有  
していることから、上記発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り本日現在におけるものであります。

ハヤテマネジメント

①	名 称	ハヤテマネジメント株式会社
②	所 在 地	東京都中央区日本橋兜町6番5号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 杉原 行洋
④	事 業 内 容	商業、投資業、コンサルティング及びアドバイザー業
⑤	資 本 金	1,000万円
⑥	設 立 年 月 日	2019年10月8日
⑦	大 株 主 及 び 持 株 比 率	杉原 行洋 100%
⑧	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	同社代表取締役の杉原氏が当社の普通株式を224,300株(発行済株 式総数に対する割合は1.27%、小数点以下第3位を四捨五入)保有 しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社と同社間において金銭消費貸借契約(実行日:2025年2月6 日、期間:1年、金利:5%、代表取締役個人保証)を締結し、当 社は、同社より4億円を借り入れております。 当社の代表取締役である石原紀彦氏と同社間において金銭消費貸借 契約が存在し、同氏は、同社より3億8,750万円を借り入れており ます。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

※割当予定先の意向により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

(注) 当社は、ハヤテマネジメント並びに同社の役員及び主たる出資者（以下、「ハヤテマネジメント関係者」といいます。）が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、ハヤテマネジメント関係者が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（所在地：東京都港区赤坂2-16-6、代表者：羽田寿次）に調査を依頼した結果、ハヤテマネジメント関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書（2025年2月7日付）を受領いたしました。従いまして、当社はハヤテマネジメント関係者が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達にあたって、2024年12月上旬より、ハヤテマネジメントのほか、複数の証券会社等の割当候補先に相談し、資金調達方法の説明や提案を受けており、2024年12月上旬にハヤテマネジメントから受けた提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、ハヤテマネジメントより提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、ハヤテマネジメントが、当社グループにおける新規の戦略的コア事業として推進するAIデータセンター事業への理解を示し、当社の足元の資金ニーズに応じて2025年2月6日に4億円の融資を実行するなど、今後も資金面での柔軟かつ迅速な支援が期待でき、また、当社のニーズに最も合致する新株予約権の行使が期待できることに加え、同社が同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

ハヤテマネジメントと締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、同社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、同社と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨を定めることを含みます。）を講じる予定です。



(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行価額の総額は、割当予定先の当社に対する貸付債権との相殺による払込みとなります。また、ハヤテマネジメントより、本新株予約権の行使に係る払込金額については、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を、同社の代表取締役である杉原行洋氏（以下、「杉原氏」といいます。）より口頭で表明を得ております。これに加え、当社は、同社の2025年2月3日現在の銀行残高証明書の写しを受領し、当社による本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。また、上記の資金には、杉原氏より借入れた資金が含まれていることを、当社から提出を受けた当社と杉原氏との極度貸付契約書（極度貸付額：20億円、借入期間：2069年10月7日まで）の写しにより確認しております。なお、杉原氏における原資については、同氏がこれまでに役員報酬等により稼得したものであることを杉原氏より口頭で確認しております。当社においては、現時点で、本新株予約権の行使に必要な資金の全額が確保されておりませんが、本新株予約権の行使を複数回に亘って行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当することを前提としております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社又は当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

## 7. 大株主及び持株比率

割当前		割当後	
First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.	12.60%	First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.	10.09%
KDDI 株式会社	11.86%	KDDI 株式会社	9.50%
CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	5.61%	CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	4.49%
INTERACTIVE BROKERS LLC	4.73%	INTERACTIVE BROKERS LLC	3.79%
日本生命保険相互会社	3.81%	日本生命保険相互会社	3.05%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	3.64%	PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	2.92%
BNP PARIBAS PARIS/2S/JASDEC/STONEX FINANCIAL INC CLIENTS/BACKTOBACK	3.21%	BNP PARIBAS PARIS/2S/JASDEC/STONEX FINANCIAL INC CLIENTS/BACKTOBACK	2.57%
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S /JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	3.11%	BNP PARIBAS SINGAPORE/2S /JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	2.49%
株式会社アルム	3.06%	株式会社アルム	2.45%
株式会社バルクホールディングス	2.91%	株式会社バルクホールディングス	2.33%

(注) 1. 割当前の持株比率は、2024年9月30日現在の株主名簿を基準に、2025年2月17日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて記載しております。

2. 持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 割当後の大株主及び持株比率は、本新株予約権の全て（潜在株式数4,400,000株）が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。
4. 本新株予約権の割当予定先であるハヤテマネジメントについては、本新株予約権の行使により取得した当社株式を長期間保有する意思を有していないことから、割当後の状況を記載しておりません。

## 8. 今後の見通し

今回の資金調達には当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響は現時点で精査中です。なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。また、当社は当期の通期連結業績予想として、2024年8月14日の「通期連結業績予想の修正（上方修正）に関するお知らせ」において、売上高3,312百万円、営業利益342百万円、調整後EBITDA 725百万円、経常利益317百万円、親会社株主に帰属する当期純利益217百万円として公表しております。これに対して、当第3四半期連結累計期間の連結業績として、売上高2,060百万円（業績予想比62.2%）、営業損失281百万円（業績予想比△623百万円）、調整後EBITDA △49百万円（業績予想比△774百万円）、経常損失381百万円（業績予想比△698百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失403百万円（業績予想比△620百万円）を計上し、通期連結業績予想との乖離が生じております。その主な要因は、戦略的コア事業として立ち上げたAIデータセンター事業向け先行投資によるものであり、当該先行投資にかかる支出は、同事業の進捗状況や見込案件からの想定収益に応じて、適宜調整しております。また、同事業の基盤となるDSクラウドスタックの開発・構築及び事業パートナー戦略、並びにDSAIファンドの設立準備が進捗しており、第4四半期会計期間中において、AIデータセンターサービス提供にかかる大型見込案件やファンド管理報酬による収益計上を見込んでいることから通期連結業績予想に変更はありません。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近3年間の業績（連結）

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	1,692百万円	1,924百万円	2,229百万円
営業利益（△損失）	△77百万円	55百万円	55百万円
経常利益	165百万円	46百万円	△235百万円
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	2百万円	△530百万円	△1,261百万円
1株当たり当期純利益（△損失）	0.17円	△36.45円	△84.07円
1株当たり配当金	—	—	—

1 株当たり純資産	195.22円	167.39円	111.78円
-----------	---------	---------	---------

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年2月17日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,703,051株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	2,085,000株	12.13%

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプション及び第19回新株予約権によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始値	461円	313円	260円
高値	492円	326円	1,419円
安値	277円	237円	251円
終値	313円	262円	729円

② 最近6ヶ月間の状況

	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
始値	1,328円	1,312円	1,136円	824円	686円	702円
高値	1,500円	1,443円	1,152円	864円	799円	852円
安値	1,153円	1,034円	836円	619円	620円	692円
終値	1,313円	1,173円	839円	686円	710円	688円

(注) 2025年2月の状況につきましては、2025年2月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日の前取引日における株価

	2025年2月17日現在
始値	671円
高値	732円
安値	668円
終値	688円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2024年2月29日
調達資金の額	663百万円 (差引手取概算額)
発行価額	1株当たり305.82円
割当先	First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.
募集時における発行済株式総数	14,958,051株

当該募集による発行株式数	普通株式2,230,000株
発行時における当初の資金使途	M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用
発行時における支出予定時期	2024年2月から2026年2月
現時点における充当状況	M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用として、2024年1月から2025年2月に317百万円を充当

・第三者割当による第19回新株予約権の発行

割当日	2024年2月29日
発行新株予約権数	14,880個
発行価額	総額6,249,600円
発行時における調達予定資金の額	816百万円（差引手取概算額）
割当先	First Plus Financial Holdings Pte. Ltd.
募集時における発行済株式総数	14,958,051株
当該募集による潜在株式数	普通株式1,488,000株
行使価額	544円
現時点における行使状況	一株
現時点における調達した資金の額	6,249,600円
発行時における当初の資金使途	M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用
発行時における支出予定時期	2024年2月から2029年2月
現時点における充当状況	該当なし

## 11. 発行要領

別紙に記載のとおりです。

以 上

## データセクション株式会社第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

## 1. 本新株予約権の名称

データセクション株式会社第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 申込期間

2025 年 3 月 6 日

## 3. 割当日

2025 年 3 月 6 日

## 4. 払込期日

2025 年 3 月 6 日

## 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をハヤテマネジメント株式会社に割り当てる。

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

44,000 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

金 352 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.52 円）

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を

乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初688円とする。

#### 10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が344円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但

し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合及び払込期日において予定される第20回新株予約権の発行を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日とし、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
2025年3月7日から2026年3月6日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (2) 当社は、2026年3月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
  - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
  - (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法



- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 352 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2025 年 2 月 17 日の終値に相当する金額とした。

#### 19. 新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 新株予約権の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

#### 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上